

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内調査を実施し実態を把握で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が認められる。引き続き、再発防止に向けた取組を行うことが求められる。」</p> <p>【理由】 本学では、事案発覚後、速やかにその原因究明を行った上で、課題として取組み、「教員等個人宛て寄附金の経理」の適正な取扱いの取組を徹底して行っている（「平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書」52頁に詳細を記載。以下〔参考〕参照）。その結果、平成24年度以降に、新たに不適切な経理は行われず、着実な成果がでてきている。以上</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。』</p> <p>【理由】 平成24年度中において、一定の取組がなされていることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

のことから文案の修正を申し立てるものである。

〔参考〕 報告書に記載の取組状況

平成23年度に実施された会計検査院による会計実地検査において、寄附金を個人経理していた事案が発覚したことを受け、平成24年2月に学内調査を実施し実態を把握するとともに、再発防止のため、改善策を以下のとおり実施した。

- 平成24年10月～12月に、研究推進部と監査室が連携し、助成財団センターホームページ及び各財団のホームページから独自に抽出した平成23年度以降の研究助成金の受入手続きについて、フォローアップ監査を行い、受入手続きの徹底を図った。
- 平成25年2月には、各部局長あて、再発防止の周知徹底を通知し、併せて再発防止リーフレットを作成・配付するとともに、当該リーフレットは産学連携本部ホームページに掲載し、常時閲覧できるようにした。
- 平成25年度の新入教員（研究員）研修において、再発防止を啓発することとした。